

資料提供(投げ込み) 令和7年3月31日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
建設部 建設政策課 (電話059-229-3194)	建設政策課長 杉崎 雅人

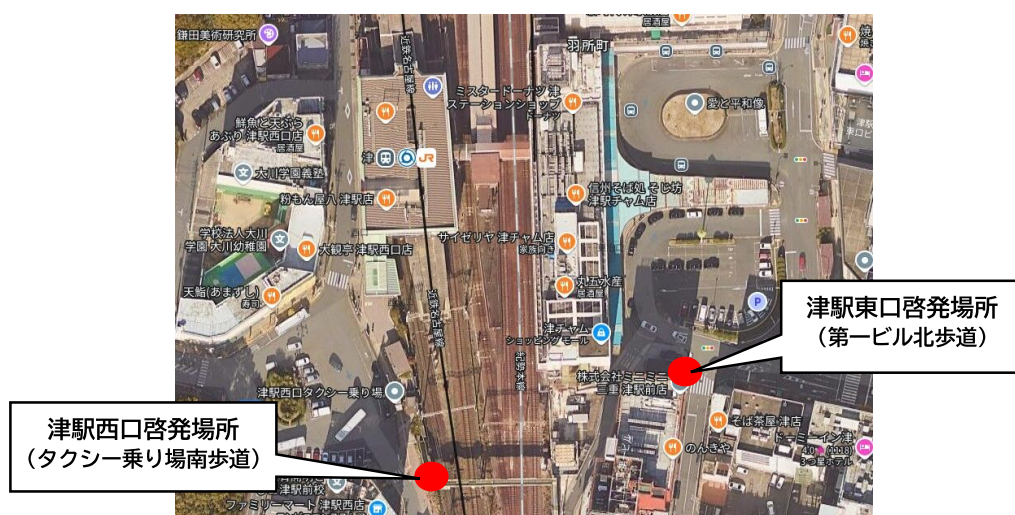
シェアサイクル実証実験に伴う啓発活動について

本市では、交通拠点である津駅からのラストワンマイルの移動手段の確保と回遊性向上の可能性を検証し、将来的な津駅の交通結節点機能の強化につなげるため、4月1日から津駅を中心にシェアサイクル実証実験を実施します。

実験の開始にあたり、津市で初めてシェアモビリティとして導入する「特定小型原動機付自転車（電動キックボード）」の乗車方法や交通ルールを周知するとともに、利用者の適正かつ安全な利用を促進するため、下記のとおり啓発活動を実施します。

記

- 1 日 時 令和7年4月1日(火) 7時50分から8時20分まで
- 2 場 所 津駅東口駅前広場及び津駅西口駅前広場



- 3 配置人数 建設政策課職員 4人
- 4 内 容 津市作成チラシの配布による啓発活動を行います。また、啓発場所では電動アシスト自転車及び電動キックボードの展示も行います。

電動キックボード・シェアサイクル に乗ってお出かけしよう！

～津市によるシェアサイクル実証実験を行っています～

※ここでの電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」を指します。

●実証実験の目的

交通拠点である津駅を中心として、シェアサイクルを実験的に導入することで、津駅からのラストワンマイルの移動手段の確保と回遊性向上の可能性を検証し、将来的な津駅の交通結節点機能の強化につなげます。

◆シェアサイクル実証実験エリア



大門・丸之内、津新町、津なぎさまちエリア



◆利用方法 (スマートフォンから利用)

STEP 1

Luupアプリをダウンロード
アカウント登録

アプリのダウンロードは
Luupホームページから

または
QRコードから



※クレジットカードの登録が必要
※電動キックボード利用時は年齢
確認書類の提出が必要

STEP 2

アプリでサイクルポートを見
つける



※乗りたい自転車を予約可能

STEP 3

ハンドル横のQRコードを
読み取る



STEP 4

返却地のポートを予約し
乗車開始！



※カギは自動で開錠されます。
※返却地は途中で変更可能

乗車時は安全のため
ヘルメットを
着用しましょう



実施期間

令和7年4月1日(火)～
令和8年3月31日(火)

利用料金

基本料金50円+15円/分

実施エリア

津駅東エリア、津駅西エリア、
江戸橋エリア、一身田エリア、
大門・丸之内エリア、津新町駅、
津なぎさまち

お問い合わせ

津市 建設政策課
建設政策・津駅周辺道路空間整備担当

TEL 059-229-3194

MAIL 229-3196@city.tsu.lg.jp

◇交通ルール・乗り方について



一般的な自転車と同じです。



↑車両の乗り方や交通ルールについては、QRコードから警察庁ホームページでご確認いただけます。



「16歳未満運転禁止」「通行場所の指定（原則、車道の左側端を走行）」「二段階右折」等のルールがあります。

○車道通行の原則

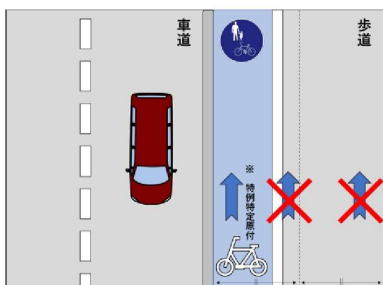
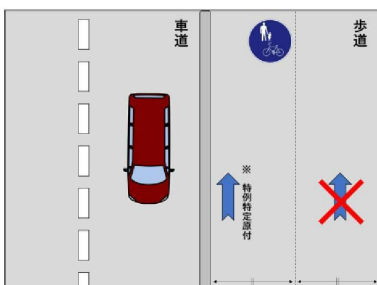
車道と歩道の区別のあるところでは、車道を通行する必要があります。道路では原則として、左側端に寄って通行してください。



『普通自転車専用通行帯』

○例外的に歩道を通行できる場合

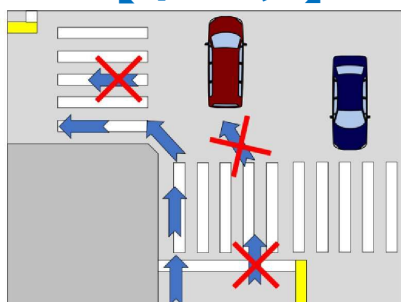
「6km/hモード」に切り替えることで「普通自転車及び歩行者等専用」の道路標識のある歩道に限り通行できるようになります。



『普通自転車等及び歩行者等専用』

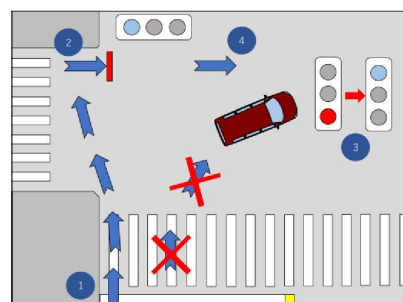
- ・右折しようとする場合は、ウインカーの操作が必要です。
- ・横断中の歩行者の通行を妨げないように注意してください。

【イメージ】



- ・右折の場合は二段階右折をしなければなりません

【イメージ】



左折・右折の方法